

明治大学発明等に関する規程

2000年10月16日制定
2000年度規程第7号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 届出、帰属の決定及び出願手続（第4条－第12条）
- 第3章 報償（第13条－第17条）
- 第4章 雜則（第18条－第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本学の教職員等が行った発明等の取扱いについて定めることにより、本学における学術研究の振興を図るとともに、学術研究及び教育活動の成果の活用を通じて社会貢献に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路設置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権及び著作権法に規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠権を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能な財産的価値があるもの（以下「ノウハウ」という。）に係る権利
- 2 この規程において「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 特許権の対象となる発明
 - (2) 実用新案権の対象となる考案
 - (3) 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となる創作

- (4) 品種登録に係る権利の対象となる育成
- (5) ノウハウの案出

3 この規程において「職務関連発明」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学の研究費（本学が外部から受け入れた研究費を含む。）を用いて実施された研究又は本学の施設、設備若しくは装置（本学が第三者から貸与され、その管理を行っているものを含む。）を利用した研究により得られた発明等（ただし、著作権法第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物及び同号の3に規定するデータベースの著作物（以下「プログラム等の著作物」という。）以外の著作物に係る発明等を除く。）
- (2) 前号には該当しないが、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学における現在又は過去の職務に属する発明等（ただし、プログラム等の著作物以外の著作物に係る発明等を除く。）
- (3) 本学の発意に基づき実施された教育成果で、本学の名義をもって、公表又は学外への移転が予定される発明等

4 この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程（2005年度規程第29号）による研究推進員及び研究支援者、本学が学外から受け入れた研究員、非専任教職員並びに学生のうち、この規程の適用を受けることに同意した者
(権利の帰属)

第3条 教職員等が行った職務関連発明に係る知的財産権は、原則として本学が承継し、本学に帰属するものとする。ただし、第5条の規定により、本学が当該知的財産権を承継しないと決定したときは、当該職務関連発明を行った教職員等に帰属する。

第2章 届出、帰属の決定及び出願手続

（発明等の届出）

第4条 教職員等は、職務関連発明に該当する発明等を行ったときは、学会発表等の公表前に、所定の様式により、研究活用知財本部長（以下「本部長」という。）に届け出なければならない。ただし、著作物及びノウハウに係る発明等の届出については、次項又は第3項の規定によるものとする。

2 著作物に係る発明等については、次の各号のいずれかに該当するものに限り、届け出るものとする。

- (1) プログラム等の著作物であって、第三者に対し譲渡し、若しくは利用許諾する予定があるもの又は財産的価値が顕在化しており、技術移転が可能であるもの
 - (2) 教育教材に関する著作物であって、第三者に対し利用許諾する予定があるもの又は財産的価値が顕在化しており、技術移転が可能であるもの
- 3 ノウハウに係る発明等については、次の各号のいずれかに該当するものに限り、届け出るものとする。
- (1) 本学が承継した職務関連発明と密接な関係を有し、一体として技術移転される可能性があるもの
 - (2) 共同研究の成果であって、当事者間で一定期間秘密管理するとの合意がなされたもの
 - (3) 財産的価値が顕在化しており、技術移転が可能であるもの

(決定)

第5条 本部長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る発明等（以下「当該発明等」という。）が職務関連発明に該当するか否かの認定及び当該発明等に係る知的財産権の承継の可否を決定しなければならない。

(発明者への通知)

第6条 本部長は、前条の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容について、届出をした教職員等（以下「発明者」という。）に通知しなければならない。

(不服申立て)

第7条 発明者は、本部長による職務関連発明の該当の認定等に対して不服がある場合には、前条の規定による通知を受領した日から2週間以内に、所定の書式により、研究活用知財本部（以下「本部」という。）を経て、学長に対し、不服を申し立てることができる。

- 2 学長は、前項の申立てがあったときは、別に定める知的財産に関する不服申立審査委員会に諮問して意見を聴取した上で、当該申立ての当否を決定し、その結果を発明者及び本部長に通知するものとする。
- 3 本部長は、前項の決定に従い、理事会の承認を得て、適切な処置を行うものとする。

(任意譲渡)

第8条 教職員等は、職務関連発明に該当しない発明等に係る知的財産権について、本学に対し譲渡を申し出ることができる。

- 2 本部長は、前項の申出があったときは、当該発明等に係る知的財産権の

承継の可否を決定しなければならない。この場合においては、第5条及び第6条の規定を準用する。

- 3 前項の規定により本学が承継した知的財産権については、第5条の規定により本学が承継した知的財産権と同様の取扱いとする。
(権利譲渡書の提出)

第9条 発明者は、当該発明等について、本学が知的財産権を承継するとの決定の通知を受けたときは、所定の権利譲渡書を、本部長へ提出しなければならない。

(譲渡等の制限)

第10条 発明者は、当該発明等について、本学が知的財産権を承継しないとの通知を受領した後でなければ、当該発明等について自らの名義で出願し、又は当該発明等についての権利を第三者に譲渡してはならない。

(承継した知的財産権の取扱い)

第11条 本部長は、知的財産権を承継すると決定したときは、当該知的財産権について、出願又は登録等の手続を行うものとする。ただし、ノウハウとして保護することが適切であると判断したものについては、この限りでない。

- 2 本部は、本学が承継した知的財産権について、技術移転活動を推進し、その速やかな移転に努めるものとする。
- 3 本部長は、本学が承継した知的財産権について、出願又は登録等の維持が不要と判断したときは、放棄することができる。ただし、発明者が希望したときは、当該知的財産権を当該発明者に返還する。

(発明者の義務)

第12条 発明者は、本学が承継した知的財産権に係る出願又は登録等の手続に関し、本部に対し必要な協力をしなければならない。

- 2 発明者は、本部が行う知的財産権の技術移転活動に関し、本部の求めに応じ、情報の提供及び技術上の協力を行わなければならない。
- 3 発明者は、前項の場合において、本部の同意なしに、知的財産権の技術移転に係る契約条件及び契約金額等の交渉を行ってはならない。

第3章 報償

(実施報償)

第13条 本学は、本学が承継した知的財産権について、企業等に譲渡し、又は実施許諾することによりロイヤリティを得た場合は、管理費としてロイヤリティの15パーセントを徴収した後で、次に掲げる比率に基づき、発明者に対して報償金を支払うものとする。

ロイヤリティ金額（年間）	発明者	本学
100万円以下	80%	20%
100万円を超える1,000万円以下	50%	50%
1,000万円超	30%	70%

(特許出願時及び特許登録時の報償)

第14条 本学は、本学が承継した知的財産権について特許を出願したとき及び特許権を登録したときには、発明者に対し、次に掲げる報償金を支払うものとする。

- (1) 特許を出願したとき 1件につき10,000円
- (2) 特許権を登録したとき 1件につき20,000円

(転退職・承継したときの報償金の支払)

第15条 前2条に規定する報償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が転職し、又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者の死亡による相続などの一般承継がなされたときは、その承継人が当該権利を承継する。

(複数の発明者による報償金の支払)

第16条 報償金を受ける権利を有する発明者が複数いるときは、当該発明者間で合意した割合に応じて支払うものとする。

(連絡先の届出)

第17条 報償金を受ける権利を有する発明者又は承継人は、連絡先、振込口座及び承継の事実等を本部に届け出なければならない。

第4章 雜則

(著作者人格権の不行使)

第18条 本学に帰属した著作権に係る発明者は、著作権法第17条に規定する著作者人格権又は外国におけるこれに相当する権利を行使しないものとする。

(秘密保持)

第19条 発明者及び発明等に係る業務に従事している者又は従事していた者は、本学に帰属した発明等の内容及びその関連事項について、当該発明等の内容が公開又は公表されるまでの期間は、別に定める秘密情報取扱要領に従い、秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者が合意の上で公表する場合又は本学と発明者の責めによらず公知になった場合は、この限りでない。

(職務関連発明に係る有体物の帰属と管理)

第20条 本学に帰属した職務関連発明に係る次の各号に掲げる有体物は、本学に帰属する。

- (1) 研究・教育の過程において創作又は取得されたものであって、研究・教育の目的を達成したことを示すもの
- (2) 研究・教育の過程において創作又は取得されたものであって、前号に規定する有体物を創作又は取得するのに利用されるもの
- (3) 前2号に規定する有体物を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (4) 前3号に規定する有体物について記録・記載した電子記録媒体、紙記録媒体等

2 発明者は、前項に規定する有体物について、当該職務関連発明に係る知的財産権が公表されるまでは、容易に第三者に知られ、又は持ち出されないよう適切に管理しなければならない。

3 前項のほか、発明者は、別に定める研究成果有体物取扱要領に従い、有体物を管理しなければならない。

(退職後の取扱い)

第21条 発明者が転職し、又は退職した場合においても、当該発明等が職務関連発明に該当する場合の取扱いは、この規程によるものとする。

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、研究推進部が行う。

附 則 (2000年度規程第7号)

この規程は、2000年(平成12年)10月17日から施行する。

(通達第1075号)

附 則 (2001年度規程第15号)

この規程は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

(通達第1144号) (注 事務機構改善による知的資産センター事務室の新設に伴う当該条項の改正)

附 則 (2004年度規程第20号)

この規程は、2005年(平成17年)2月16日から施行する。

(通達第1340号) (注 「明治大学社会連携ポリシー」及び「明治大学知的財産ポリシー」の制定に伴う全部改正)

附 則 (2005年度規程第30号)

この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(通達第1449号) (注 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程の

制定に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第21号)

この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則 (2011年度規程第3号)

この規程は、2011年（平成23年）5月26日から施行する。

（通達第2015号）（注 社会連携促進知財本部の名称変更に伴う改正）